

日南市障害福祉サービス等支給決定基準

日 南 市 福 祉 課

日南市障害福祉サービス等の支給決定基準を次のとおり定める。

I 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

- 1 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
- 2 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス等利用計画に基づいて行うこと。
- 3 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うこと。（乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする）
- 4 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

II 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- 2 「障がい児」とは児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。なお、身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書により前述の手帳所持児と同等の状態、又は療育が必要と認められる者をいう。
- 3 「基準最大支給量」とは、加算要件に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量をいう。
- 4 「加算後最大支給量」とは、加算要件を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量をいう。

III 対象者

この支給決定基準に定める障害福祉サービス等の対象者は、次のとおりとする。

《介護給付費》

サービス名	対象者
身体介護	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあつては、これに相当する支援の度合）である者
家事援助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上（障がい児にあつては、これに相当する支援の度合）である者

通院等介助 (身体介護を伴う 場合)	【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者 ① 障害支援区分が区分2以上に該当していること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (ア)「歩行」:「全面的な支援が必要」 (イ)「移乗」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (ウ)「移動」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (エ)「排尿」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (オ)「排便」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
通院等介助 (身体介護を伴わ ない場合)	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上(障がい児にあつては、これに相当する支援の度合)である者
通院等乗降介助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上(障がい児にあつては、これに相当する支援の度合)である者
重度訪問介護	【障がい者】 障害支援区分が区分4以上(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること (一) 二肢以上に麻痺等があること。 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。 平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であつて、上記の対象者要件に該当しない者のうち、 ① 障害支援区分が区分3以上で、 ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。 ① 100分の8.5 区分6に該当する者 ② 100分の15 (ア)に該当する者であつて、重度障害者等包括支援の対象となる者
同行援護	【障がい者・障がい児】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等で同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 ※障害支援区分の認定を必要としないものとする。

行動援護	【障がい者・障がい児】 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）である者
療養介護	【障がい者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者 ① <u>障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</u> ② <u>障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者</u> ア <u>重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</u> イ <u>医療的ケアスコアが16点以上の者</u> ウ <u>障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</u> エ <u>遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</u> ③ <u>①及び②に準ずる者として市が認めた者</u> ④ <u>旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</u>
生活介護	【障がい者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合わせの必要性を認めた者
短期入所	【障がい者・障がい児】 ① 障害支援区分が区分1以上である障がい者 ② 障がい児に必要とされる支援の区分（5領域11項目の調査）が区分1以上に該当する障がい児
重度障害者等包括支援	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型） （イ）最重度知的障がい者（Ⅱ類型） ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）
施設入所支援	【障がい者】 ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者 ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受

	けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者 ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
--	--

《訓練等給付費》

自立訓練 (機能訓練)	【障がい者】 地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等
自立訓練 (生活訓練)	【障がい者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
宿泊型自立訓練	【障がい者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者
就労移行支援	【障がい者】 ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者 ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
就労継続支援A型	【障がい者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年

	間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。） ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
就労継続支援B型	【障がい者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②いずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
就労定着支援	【障がい者】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）
自立生活援助	【障がい者】 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当然家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者 ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者 ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者 ③ 精神科病院に入院していた精神障がい者 ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者 ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者 ⑥ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者 ⑦ 地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に1人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
共同生活援助 （グループホーム）	【障がい者】 障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の

	前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としない。
--	--

《地域相談支援給付費》

地域移行支援	【障がい者】 地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ② 精神科病院に入院している精神障がい者 ③ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者 ⑤ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
地域定着支援	【障がい者】 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

《障害児通所支援事業》

児童発達支援	【障がい児／未就学児】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。 ① 市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 ※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	【障がい児／未就学児】 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の障がい児
放課後等デイサービス	【障がい児／就学児】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
居宅訪問型児童発達支援	【障がい児】 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして、市長が認める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児 ※市が認める状態 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

保育所等訪問支援	【障がい児】 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として市長が認める施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児 ※市が認める施設 保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設、その他市が認めた施設
----------	--

《地域生活支援事業》

移動支援	【障がい者・障がい児】 ① 屋外での移動に著しい制限のある知的障がい者又は精神障がい者（障がい児にあつてはこれに相当する者）。ただし、行動援護の支給決定を受けている者を除く。 ② 視覚障がいもしくは肢体不自由により身体障害者手帳1、2級を所持している身体障がい者。ただし、肢体不自由者については次のいずれにも該当する者とする。（障がい児にあつてはこれに相当する者） ただし、重度訪問介護の支給決定をされた場合は除く。 （ア）移動に何らかの介助を必要とする者 （イ）排泄に何らかの介助を必要とする者 （ウ）食事に何らかの介助を必要とする者
日中一時支援	【障がい者・障がい児】 ① 日中一時支援区分調査において、日中一時支援区分が「区分1」以上の者（児）（入所等する前に居住地を有していた他の市町村が支給決定等を行った者（居住地特例）を除く。） ② 日中一時支援区分が「重心」の対象者（児）に係る算定については、医療的ケアが提供できる事業所を利用する場合に限る。ただし、それ以外の事業所を利用する場合においては「区分3」に置き換え算定するものとする。
地域活動支援センターⅡ型	【障がい者】 身体障害者手帳、療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの手帳を有する18歳以上の者で、原則、介護保険対象外の者
訪問入浴	【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者 ① 自力で入浴することが困難な者 ② 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難な者 ③ ホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者

IV 支給量

各障害福祉サービス等の基準支給量は、以下のとおりとする。

1 介護給付費

（1）居宅介護 1回あたりの時間については、居住地が遠方であることを考慮して2時間支給も可能。

移動時間（事業所が本人の自宅に行くまで）は、サービス提供時間に含まない。

ア. 身体介護

基準最大支給量	1. 5時間×20回/月
加算後最大支給量	家事援助とあわせて、124時間/月
加算要件	以下のいずれか2つに該当すること ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ③医師の指示により1. 5時間以上/回、週4回以上の支援が必要な者 ④住宅の状況により1回の介護に1. 5時間以上の時間がかかる者 ⑤その他、市長が特に必要と認める者。

イ. 家事援助

基準最大支給量	1. 5時間×15回/月
加算後最大支給量	身体介護とあわせて124時間/月
加算要件	以下のいずれか2つに該当すること ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ③児童で精神状況・身体状況により1. 5時間以上/回の見守りが必要である者 ④その他、市長が特に必要と認める者。

ウ. 通院等介助（身体介護を伴う）

基準最大支給量	10時間/月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数/月
加算要件	医師の指示により10時間/月以上の通院が必要な者

エ. 通院等介助（身体介護を伴わない）

基準最大支給量	10時間/月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数/月
加算要件	医師の指示により10時間/月以上の通院が必要な者

オ. 通院等乗降介助

基準最大支給量	10時間/月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数/月
加算要件	医師の指示により10時間/月以上の通院が必要な者

(2) 重度訪問介護

基準最大支給量	8時間×31回/月 (うち外出時の移動加算可能時間：4時間×31回/月)
加算後最大支給量	13時間×31回/月 (うち外出時の移動加算可能時間：4時間×31回/月)
加算要件	以下のいずれにも該当する者 ①障害支援区分が区分5以上の者 ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ③日中活動系のサービスを利用していない者

(3) 同行援護

基準最大支給量	30時間／月
加算後最大支給量	50時間／月
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(4) 行動援護

基準最大支給量	10時間／月
加算後最大支給量	50時間／月
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(5) 療養介護

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

(6) 生活介護

基準最大支給量	当該月の日数－8日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(7) 短期入所 基本7日で支給

基準最大支給量	14日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	以下のいずれかに該当する場合（①～③については、医師の診断書等の提出が必要）。なお、加算要件が消滅した際には、職権で従前の支給量に変更するものとする。 ①主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合 ②主介護者の心身状況を勘案した際に、15日以上短期入所があれば在宅生活が可能と認められる場合 ③家族に急病が発生し、介護を行う介護者がいない場合 ④その他、市長が特に必要と認める場合

(8) 重度障害者等包括支援

基準最大支給量	80,000単位／月
加算後最大支給量	102,000単位／月
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(9) 施設入所支援

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

2 訓練等給付費

(1) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

基準最大支給量	当該月日数－8日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(2) 宿泊型自立訓練

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

(3) 就労移行支援

基準最大支給量	当該月日数－8日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(4) 就労継続支援（A型、B型）

基準最大支給量	当該月日数－8日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(5) 就労定着支援

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

(6) 自立生活援助

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

(7) 共同生活援助（グループホーム）

基準最大支給量	31日／月（当該月の日数）
---------	---------------

3 地域相談支援給付費

(1) 地域移行支援

基準最大支給量	10回／月
---------	-------

(2) 地域定着支援

基準最大支給量	10回／月
---------	-------

4 障害児通所支援事業

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

基準最大支給量	25日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

基準最大支給量	25日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(3) 保育所等訪問支援

基準最大支給量	10日／月
加算後最大支給量	31日／月（当該月の日数）
加 算 要 件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

5 地域生活支援事業

(1) 移動支援（伴う・伴わないにかかわらず）

基準最大支給量	10時間／月
加算後最大支給量	生活に必要な外出＋余暇50時間／月
加 算 要 件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(2) 日中一時支援事業（4時間＝1単位とする）

基準最大支給量	20単位／月
加算後最大支給量	①通常期間 28単位／月 ②春休み（3、4月） 40単位／月 ③夏休み（7、8月） 60単位／月 ④冬休み（12、1月） 40単位／月
加 算 要 件	以下のいずれかに該当する場合。 ・両親の就労等の理由で介護が困難な場合 ・就学、就労など長期休暇が通常より長い場合 ・市長が特に必要と認めた場合

(3) 地域活動支援センターⅡ型

基準最大支給量	5日／月
加算後最大支給量	15日／月
加 算 要 件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

(4) 訪問入浴サービス

基準最大支給量	2回／週
加算後最大支給量	3回／週
加 算 要 件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合。

6 訓練等給付の支給について

(1) 暫定支給決定期間の取扱い

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型については、障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、暫定支給決定期間を設ける。

期間は最長2か月間とし、本支給決定期間に含む形であらかじめ支給決定を行う。

なお、暫定支給決定期間満了後も引き続き当該サービスを利用する場合、市は満了日の10日前までに事業者から個別支援計画等の提出を受け、支給決定の取消しの可否を決定することとする。

(2) 標準利用期間が設定されているサービスの利用継続

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、当初支給決定期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き利用することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標

準利用期間の範囲内で更新を認める。

また、標準利用期間を超えて更にサービス利用が必要な場合については、認定審査会の個別審査を経て可否を決定することとし、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新を認める（原則1回）。

なお、申請に際しては、個別計画、支援実績、評価、目標未達理由、今後の改善見通し等が分かる資料をサービス提供事業者において作成し、添付することとする。

7 サービスの併給について

ニーズやサービス提供基盤が多様であること、さらに、日額報酬化に伴い報酬の重複なく様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として併給できない障害福祉サービスの組み合わせを特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、その必要性を適切に判断し、特に必要と認めるケースについては併給を妨げないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、市長が特に必要と認めた場合以外は併給しないこととする。

8 介護保険制度との適用関係

介護保険制度との併給については、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日付通知・障企発第0328002号、障障発第0328002号）に基づき行うものとする。

9 非定型の支給決定について

市長が特に必要と認めた者については、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。なお、市長は必要に応じて、認定審査会もしくは地域自立支援協議会に意見を求めるものとする。

10 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年3月30日より施行する。

改正) 平成25年4月1日

改正) 平成26年4月1日

改正) 平成28年2月1日

改正) 平成29年6月1日

改正) 平成30年4月1日

改正) 令和4年4月1日